

果実酒・どぶろくの地かづの創造特区

都道府県名：

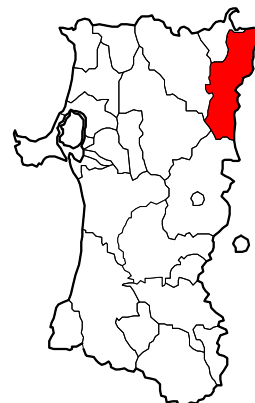
秋田県

申請主体名：

鹿角市

区域の範囲：

鹿角市の全域



特区の概要：

鹿角市は、農業と観光が主要産業であり、農産物のブランド化を図るほか、農業や食、森林セラピーといった交流体験のメニュー化と地域食材を活用した食づくりに取り組んでいる。しかしながら、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加により農業の経営環境は厳しいほか、近年、入込観光客数は減少を続けており、相乗効果をもたらす新たなブランド商品を創出し、農産物の消費拡大や新たな観光資源による交流人口の拡大が重要な課題となっている。

そこで、本特例措置の活用をし、特産物を原料とした果実酒や濁酒、リキュールを生産することにより、農産物の地産地消や特産物のブランド化による消費拡大、観光資源化による交流人口の拡大を図り、特色ある食文化による「出逢い賑わう北の美味し里かづの」を創造する。

適用される規制

・ 特定農業者による特定酒類の製造事業

の特例措置：

・ 特産酒類の製造事業



発祥地である名物「きりたんぽ」



特産品「北限のもも」